

新型コロナウイルス感染症における授業欠席に関する取り扱いについて

昨今の第7波新型コロナウイルス感染状況を鑑み、新たに「新型コロナウイルス感染症における授業欠席に関する取り扱いについて」見直しを行いました。今後は、以下の内容で共通認識をもって対応いただきますようお願い申し上げます。

1. 罹患または濃厚接触者に認定された場合の授業欠席扱いについて

	コロナウイルス罹患患者	濃厚接触者
対面授業	出席停止（*1）	出席停止（*3）
オンライン授業	受講停止（*2）	3日間受講停止（*4）

（*1・2）出席停止期間は保健所または医師の指示に従う。

（*3）出席停止期間は、当該感染者の発症日（当該感染者が無症状（無症状病原体保有者）の場合は検体採取日）又は当該感染者の発症等により住居内で感染対策を講じた日のいずれか遅い方を0日目として、5日間（6日目解除）とする。

（*4）濃厚接触者となった日から3日間は発症しやすい時期と考え、受講停止とする。
4日目以降健康状態に問題がなければ、オンライン授業への参加は可能とする。

2. 罹患した・濃厚接触者等になった場合は下記の行動をとる。

- ①電話またはGメールで担任に報告する。
- ②保健所または医師の指示に従い自宅待機をする。
- ③待機期間が明けたら、欠席届と下記に該当する検査結果の写しを提出し、出席停止の申請を行う。

陽性（学生）の場合

- ・陽性者（学生）の陽性結果の写し

濃厚接触者の場合

- ・濃厚接触者（本人）の陰性結果の写し、または陽性者（家族等）の陽性結果の写し

3. 学生は自分や、家族等が体調不良となった場合、登校（臨地実習先も含む）せず自宅待機をし、各専攻の担任に連絡する。専攻は、状況により出席停止か、欠席かの最終判断を行う。

令和4年8月1日

新型コロナウイルス感染症における臨地実習欠席の取り扱い

昨今の第7波新型コロナウイルス感染状況を鑑み、新たに「新型コロナウイルス感染症における臨地実習に関する取り扱いについて」見直しを行いました。今後は、以下の内容で共通認識をもって対応いただきますようお願い申し上げます。

1. 罹患または濃厚接触者に認定された場合の臨地実習欠席扱いについて

	コロナウイルス罹患患者	濃厚接触者
臨地実習	出席停止（*1）	出席停止（*4）
学内実習	出席停止（*2）	出席停止（*5）
オンライン実習	出席停止（*3）	3日間出席停止（*6）

（*1・2・3）出席停止期間は保健所または医師の指示に従う。

（*4・5）出席停止期間は、当該感染者の発症日（当該感染者が無症状（無症状病原体保有者）の場合は検体採取日）又は当該感染者の発症等により住居内で感染対策を講じた日のいずれか遅い方を0日目として、5日間（6日目解除）とする。

（*6）濃厚接触者となった日から3日間は発症しやすい時期と考え、出席停止とする。

4日目以降健康状態に問題がなければ、オンライン実習への参加は可能とする。

（*1～6）臨地実習の参加の可否は、病院施設との協議の上、決定する。

2. 罹患した・濃厚接触者等になった場合は下記の行動をとる。

①電話またはGメールで実習担当教員に報告する。

②保健所または医師の指示に従い自宅待機をする。

③待機期間が明けたら、欠席届と下記に該当する検査結果の写しを提出し、出席停止の申請を行う。

陽性（学生）の場合

・陽性者（学生）の陽性結果の写し

濃厚接触者の場合

・濃厚接触者（本人）の陰性結果の写し、または陽性者（家族等）の陽性結果の写し

3. 学生本人や、ご家族等が体調不良となった場合

登校（臨地実習先も含む）せず自宅待機をし、実習担当教員へ連絡をする。専攻は、状況により出席停止か、欠席かの最終判断を行う。

4. コロナウイルス感染症以外の健康状態に関する臨地実習の参加の有無

	学生本人が発熱等の症状がある場合	学生本人以外に発熱等の症状がある場合	学生本人のコロナウイルス感染が否定された場合	学生本人以外のコロナウイルス感染が否定された場合
臨地実習	出席停止	出席停止	医師の参加許可があり、かつ発熱等の症状が72時間以上消失したら参加可能	家族の発熱等の症状が24時間以上消失したら参加可能
学内実習	出席停止	出席停止	医師の参加許可があり、かつ発熱等の症状が24時間以上消失したら参加可能	家族の発熱等の症状が24時間以上消失したら参加可能
オンライン実習	出席停止	参加可能	医師の参加許可があり、かつ発熱等の症状が24時間以上消失したら参加可能	参加可能